

改正後	改正前
<p>1 責任準備金の積立方式、予定死亡率及び予定利率の水準は、次に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 予定死亡率は、<u>保険業法</u>（以下「法」という。）<u>第二百二十二条</u>の二第一項の規定により指定された法人が作成し、<u>金融庁長官</u>が検証したものとす。</p> <p>三 (略)</p> <p>2、4 (略)</p> <p>5 第一項の規定にかかわらず、特別勘定を設けた保険契約であつて、<u>保険金</u>、<u>返戻金</u>その他の給付金（以下「<u>保険金等</u>」<u>という。</u>）の額を最低保証している保険契約に関する責任準備金の積立方式及び予定死亡率等の水準は次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 一般勘定</p> <p>イ 積立方式は、<u>に掲げる額から</u> <u>に掲げる額を控除した額を積み立てる方式</u>（以下「<u>標準的方式</u>」<u>という。</u>）とする。ただし、<u>標準的方式以外的方式</u>（以下「<u>代替的方式</u>」<u>という。</u>）を使用した場合において計算される責任準備金が、<u>標準的方式により計算される責任準備金の債務履行を担保する水準と同等であることが認められる</u></p>	<p>1 責任準備金の積立方式、予定死亡率及び予定利率の水準は、次に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 予定死亡率は、<u>社団法人日本アクチュアリー会</u>が作成し、<u>金融庁長官</u>が検証したものとす。</p> <p>三 (略)</p> <p>2、4 (略)</p> <p>(新設)</p>

場合は、標準的方式に替えて、代替的方式を使用することができる。

一般勘定における最低保証に係る保険金等の支出現価

一般勘定における最低保証に係る純保険料（法第四条第二項第四号、第八十七条第三項第四号又は第二百二十条第三項第四号に掲げる書類に記載されたものに限る。）の収入現価

ロ 予定死亡率は、第一項第二号に定める率とする。

ハ 割引率（責任準備金の計算時において、将来発生するキャッシュフローを現在価値に換算する率をいう。）は、第四項の規定により適用される予定利率とする。

ニ 標準的方式を使用する場合にあつては、期待収益率は八に定める率とし、ボラティリティ（資産価格の予想変動率をいう。）は、次のとおりとする。

国内株式 十八・四パーセント

邦貨建債券 三・五パーセント

外国株式 十八・一パーセント

外貨建債券 十二・一パーセント

ニ 特別勘定

特別勘定における責任準備金は収支の残高とする。